

平成26年度予算総額

# 32億2,760万円を議決

(平成25年度比 11.79%増)

- 小規模多機能型介護福祉施設整備に1億3,694万円計上(一般会計)
- 上トママ地区の取水施設整備に1億5,053万円計上(簡易水道会計)

平成26年3月10日・11日・12日・17日

## 第2回定例会

平成26年度 各会計別予算

会計別		予算額	前年度対比
一般会計		25億4,740万円	10.43%
特別会計	国民健康保険事業	1億3,500万円	1.50%
	村立診療所	9,100万円	1.90%
	簡易水道事業	2億1,140万円	85.44%
	公共下水道事業	9,760万円	4.16%
	介護保険	1億600万円	▲4.50%
	後期高齢者医療	1,630万円	▲1.81%
	歯科診療所事業	2,290万円	0.44%
予算総額		32億2,760万円	11.79%

平成26年第2回議会定例会は3月10日から17日までの8日間の会期で開催され、一般質問、村政・教育行政執行方針の説明・質疑を行いました。また、条例の改正や平成25年度各会計補正予算等の審議が行われ、原案どおり可決しました。

平成26年度各会計予算については13日の予算特別委員会に付託し、審査・可決しました。

(傍聴 10日3人、11日0人、12日0人、17日0人)

条例の一部改正などを行いました。主なものをお知らせします。

**指定管理者を指定**

村公共施設2箇所を次のとおり指定します。

- ・道の駅自然体感しむかっぶ 団体名〳NPO法人 占冠・村づくり観光協会 期間〳平成26年4月1日から3年間
- ・デイサービスセンター 団体名〳社会福祉法人 占冠村社会福祉協議会 期間〳平成26年4月1日から1年間



デイサービスセンター



道の駅自然体感しむかっぶ

### 保健事業検診受診料の一部改正

平成26年度においても、健康増進法に基づき、各種がん検診の無料化を進めます。

なお、無料となる年齢が決まっていますので、村担当に確認してください。

### 簡易水道料金・下水道使用料の一部改正

4月からの消費税増税により一般家庭用の基本料金は、10㎡につき一カ月の水道料・下水道使用料とも40円値上げになります。

#### 質疑

問 消費税増税が行われるこの時期に値上げとなった理由を説明して下さい。(山本議員)

答 村としても水道・下水道会計に関しては、税務署に消費税分を納めなくてはならないため、その分値上げをさせてもなっています。

平成20年度に当初試算していた金額の半分の額を値上げしています。今回の平成26年度で残りの半分を値上げする予定でしたがそれを見送り、消費税分だけの値上げとしています。

### 地域企業振興条例の一部改正

本条例の期限を平成29年3月まで延長し、雇用支援の期間を1年間から3年間に拡大しました。

### 定住促進条例の一部改正

本条例の期限を3年間延長し、マイホーム奨励事業の人員要件「定住世帯の人員が2人以上で居住していること」を削除しました。

### 村長の給料を減額

・後期高齢者医療事務の不適切な事務処理で20%  
 ・還付加算金の未払いにおける不適切な事務処理で5%  
 ・合わせて25%を管理監督、任命責任者として、4月分から減額します。

なお、起立採決の結果は次のとおりです。

賛成者  
 小峰・長谷川・山本  
 工藤・木村

・反対者

五十嵐・佐野

### 平成25年度補正予算

一般会計補正予算は、国の過疎集落等自立再生対策事業（繰越明許事業）を増額したが、各種事業終了に伴う予算を減額したことから、総額では減少となりました。

#### 質疑

問 木質バイオマス利活用推進

調査の内容は。(木村議員)  
 答 昨年、湯の沢温泉で薪ボイラーを導入しましたが、村民の薪としての利用者ニーズを把握するものです。委託先は、占冠村木質バイオマス生産組合を予定しています。なお、この事業は繰越明許のため平成26年度で事業を行います。

※繰越明許とは？  
 その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰り越して執行することです。

平成25年度 補正予算 ～ 第2回定例会 ～	
一般会計（第8回補正）	3,170万円減 総額25億6,380万円⇒25億3,210万円
・過疎集落等自立再生対策事業	1,150万円増
・社会福祉協議会運営補助金	880万円減
・農業・畜産各種補助金	937万円減
・道路関係工事費	971万円減
・職員費	228万円減
国民健康保険（第3回補正）	200万円減 総額1億3,470万円⇒1億3,270万円
・後期高齢者支援金の減など	
村立診療所（第3回補正）	112万円減 総額9,387万円⇒9,275万円
・臨時職員賃金の減など	
公共下水道（第4回補正）	80万円減 総額9,960万円⇒9,880万円
・個別排水処理施設設置工事の減など	
介護保険（第3回補正）	160万円減 総額1億1,160万円⇒1億1,000万円
・施設介護サービス等給付費の減など	
後期高齢者（第2回補正）	40万円減 総額1,690万円⇒1,650万円
・広域連合納付金の減	
歯科診療所（第3回補正）	30万円減 総額2,420万円⇒2,390万円
・医業費の減など	

## 人事案件

固定資産評価審査委員会委員の選任

赤石秀明氏を引き続き、選任に同意しました。  
(任期は3年です。)

## 村長の行政報告

### ○村新規就農支援

#### 協議会の開催

本協議会は、村、村農業委員会、ふらの農協など8団体で構成し、新規就農者の受け入れを円滑に進め、農業施策に反映していくものです。

今回、村で肉牛繁殖経営を希望する若者が農家で農業体験をしていますが、新規就農者として適正かどうか意見交換をしました。就農計画書が適正と判断されれば4月より実習生として承認し、実習費、研修費の助成を行います。

なお、3年間の実習後に新規就農者となる予定です。



農業研修の様子



## 意見書を提出

村民の声を  
国政の場に

### ○特定秘密保護法の廃止を求める意見書

昨年12月に、特定秘密保護法が可決されました。

同法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、暗澹たる社会に導くもので、決して認めるわけにはいきません。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対・慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明白です。

したがって、国会での強行採決に抗議するものです。

### ○地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書

現在、地方自治体は臨時・非常勤職員の労働を無くして一日たりとも回りません。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次の点について強く要望するものです。

- ①非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めない地方自治法を改正すること。
- ②均等・均衡待遇を求めるパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤等職員に適用させる法整備を図ること。

### ○TPP交渉等国际貿易交渉に係る意見書

- ①TPP交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守

その決議が遵守できない場合は、TPP交渉から脱退すること。

- ②すべての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持

特に、「日豪EPAの交渉開始に関する件」を遵守すること。